



総合学習で平田町立田沢小学校児童が大町溝土地改良区に来所 (H15.10.22)



理事長 齋 藤 隆

平成15年度通常総代会開催

去る3月17日に平成15年度通常総代会が開催され区有財産の処分1件、平成15年度補正予算関連案件4件、定款の変更等を含む規程等の変更及び制定案件6件、団体営基盤整備促進事業計画の制定案件2件、平成16年度予算関連案件17件その他案件2件、全議案32件を全員賛成で可決決定いたしました。

理事長挨拶

おはようございます。本日は、お忙しい中、平成15年度通常総代会にご出席いただき誠にありがとうございます。

これまで我が土地改良区を含めた全国の土地改良区が一体となり進めております「二十一世紀土地改良区創造運動」は、「水土里ネット」という愛称を作りながら、混住化が進む社会の中で土地改良区がおこなっている仕事、施設の役割、水の問題等の環境保全を踏まえ、我々が管理している用排水路の重要性をお互いが認識するために地域住民が参加する中で行政と一体となり活動し運動をおこなっているところと、今年度は、平田町郡鏡公民館主催の水の旅、酒田市立松原小学校児童等がおこなった小牧川の浄化に伴う生物調査への参加、平田町立田沢小学校の総合学習の受け入れ等積極的におこなっております。

土地改良区施設の維持管理、運営につきましても、事務の支援補助金として

国営管理体制整備型事業の取り組みをおこなっております。これは、国営の付帯県営事業で造成した施設に対し、維持管理費の三十七・五％分を支援する事業で、補助率が国五％、県二十五％、市町村二十五％となっており、平成十二年度から平成十六年度までの五年間の事業で、当土地改良区としましては、五年間で約三千七百万円の維持管理助成の支援を受けております。残念ながらこの事業は、今年度で終了するわけですが、今後とも引き続き継続されるようあらゆる機会をとおして運動をしているところで、これまで当土地改良区では、農家負担の軽減対策としまして、平準化事業、担い手育成支援事業等の積極的な取り組みをおこない、また、農漁業金融公庫から他の金融機関への低金利での借替をおこないなしながら少しでも農家負担の軽減になるように努めて参ったところと、しかしながら、地元負担二十五％時代の圃場整備事業の償還金が、現在の米価の水準とあまりにも差があるために我々農家のやる気と投資意欲を阻害していると思われまふ。これを機会に今回の米政策改革の中で、後でおこなった二十一世紀型圃場

整備事業の償還金に見合うような償還元金を軽減するような方法の模索と運動をおこなっていきたくと考えているところで、

本日提案する平成十六年度一般会計予算につきましては、総額二億三千二百九十九万円、前年度比二・二％増で予算編成されております。収入においては、通常経費の連合負担金につきまして、五十円の減額とし、支出では、総代会、各委員会、支溝代表者協議会等の経費につきましては、従来どおり計上しております。また、事務所内部の改革をおこない規約の一部を変更し事務局長職を廃止、それに伴い職務の分担については、理事会、役員協議会等で協議し、今回、理事長報酬の一部見直しを提案しております。現場職員を含めた事務所の職員人件費につきましては、人事院勧告に基づき前年比一％の減額にしております。

現場において、市場原理を導入すると示されておりこれまでにない激しい産地間競争が展開されると予想されるわけですが、我々土地改良区として、米の生産現場に携わるものとして厳しい取り組みが必要だと思っております。また、ここ数年の間に農村地域の都市化が進展するなかで、土地改良施設の多面的利用がいわれられております。この地域の社会資本であります農業水利施設を地域住民の環境保全等に積極的に活用することが期待されておりますが、我々はこの期待期答えるためにも関係機関と連携をとりながらこれまで以上の組織の強化が必要だと思っております。これらを踏まえ、平成十六年度に総代研修を実施し最近の農業情勢や農村社会の混住化の進展を反映し、従来果たしてきた役割を基に、組織としてこれから何を方向付ければよいのか考えていきたいと思っております。

本日の通常総代会においては、総議第一号から総議第三十二号までの三十二案件の提案となるわけですが、総代の皆さんにおかれましては慎重な審議をいただき、決定をみたいと思っておりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

平成16年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用する場合は、決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の決済金（償還金残）は一般決済金の他に頂戴することとなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金（償還金残）が必要となる事がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

1. 一般決済金（10a単価）

区 分	金 額(円)
維持管理事業関係	81,167
国営事業関係	20,873
合 計	102,040

2. ほ場整備事業地区決済金（10a単価）

区分	地 区 名	金 額(円)	区分	地 区 名	金 額(円)
団 体 営	相 沢 川 地 区	37,927	県 営	内 郷 地 区	146,276
	上 郷 溝 地 区	104,177		山 元 地 区	124,355
	石 名 坂 地 区	106,201		中 平 田 東 地 区	103,131
	飛 鳥 地 区	188,456		南 平 田 地 区	123,409
	山 寺 地 区	233,117		西 平 田 地 区	189,980
				西 平 田 地 区(畑)	113,989
				中 平 田 南 地 区	237,932
				中 平 田 南 地 区(畑)	142,760
				飛 鳥 砂 越 地 区	63,420

“畑の決済金は、地区によって、田と同額の場合と、差がある場合があります。”

賦課金の納入について

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

一般会計の賦課金につきましては、四月二十六日と十一月一日の年に二回に分けた納入をお願いしております。二回とも各団体の方全員が納期限内に完納しますと翌年の大町溝記念祭の席上、褒賞金を添え表彰を受けることとなります。平成十五年度におきましても七十団体が期限内に完納され五月二十八日の記念祭の席上表彰を受けることとなっており、今回の褒賞金総額は九十七万九千円となっております。地域においては大変有利な制度ですので各団体内で相談していただき期限内完納を積極的に進めるようにしてください。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、期限までに完納いただけない場合、農林公庫や農協等の金融機関に償還することができなくなることに、ほ場地区全体に大変迷惑がかかることとなりますので、納入期限となる十一月一日までには必ず納入していただきますようお願いいたします。なお定時償還日となる十二月十五日までに納入されなかった場合は、翌年度の徴収率に影響することとなります。

現在、厳しい農業情勢のなかで未納金が増える傾向が顕著になっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。特に特別会計の場合は、賦課金単価が高いため一括で納入が難しいという方は、納期限前から分割で少しずつで納入するという方法などもありますので、納期限までに納入できない方は、早めにご相談いただくようにしていただきたいと思います。

土地改良区としましては未納を容認するものではなく、納入いただくようさまざまな対応を個別行わせていただいておりますので、どうしても納期限までに納入できない方は事前に会計係までご連絡の上、分割納入等、納入方法のご相談をお願いいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に基づく差し押さえ等の滞納処分をさせていただくこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。

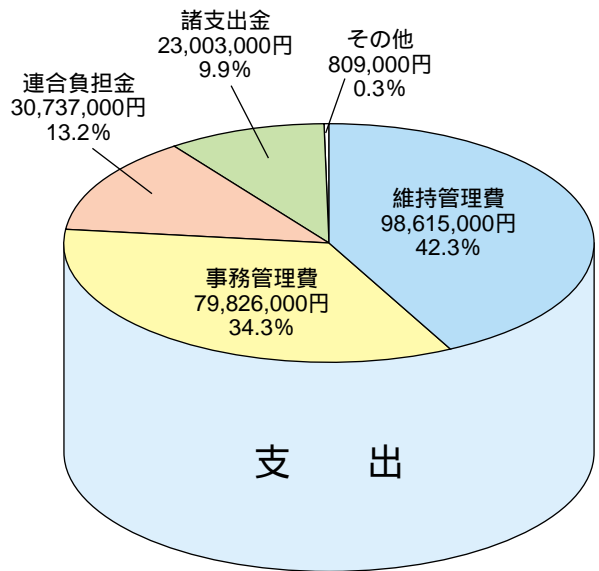
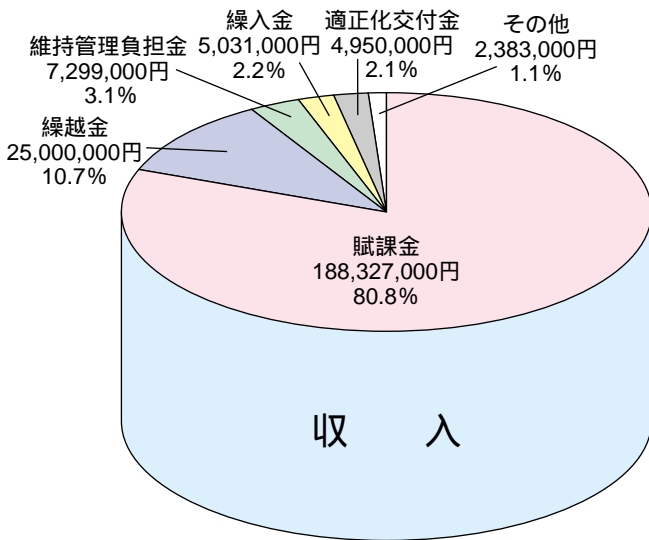
平成16年度予算



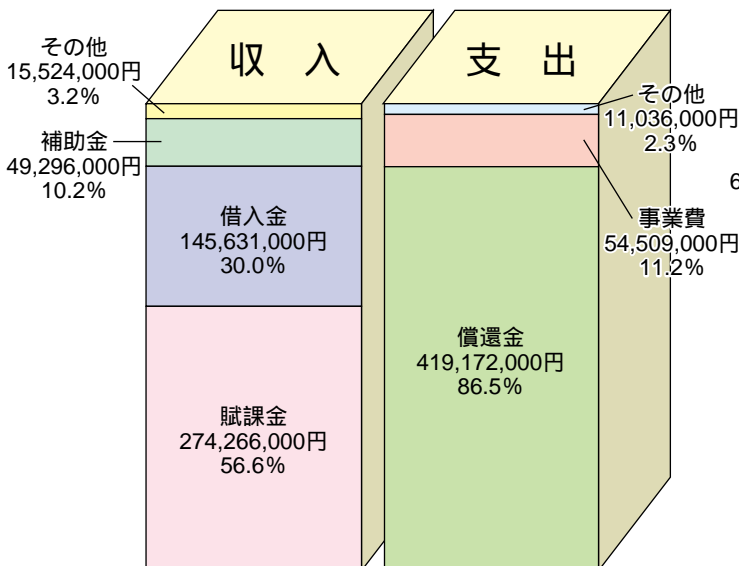
平成15年度通常総代会議長
前 田 茂 総代(生石)

平成16年3月17日開催の通常総代会において平成16年度予算が議決されました。

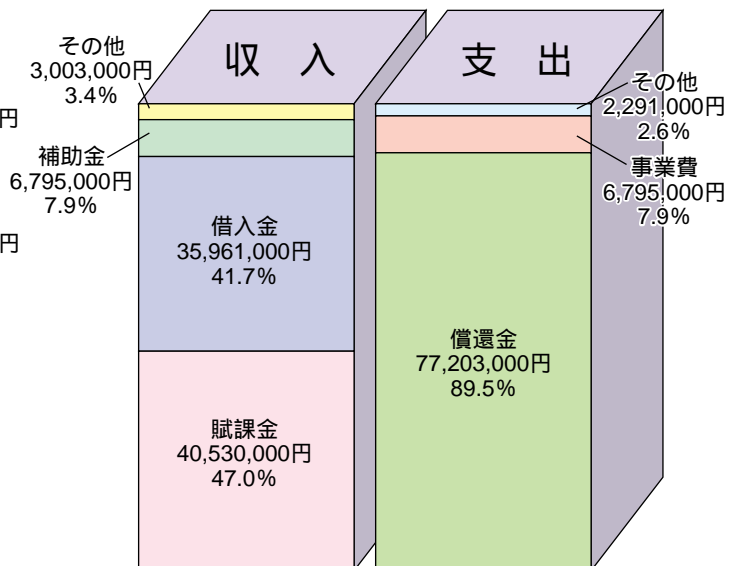
一般会計 総額 232,990,000円



県営土地改良事業 特別会計予算 総額 484,717,000円



団体営土地改良事業 特別会計予算 総額 86,289,000円





総代会開催状況

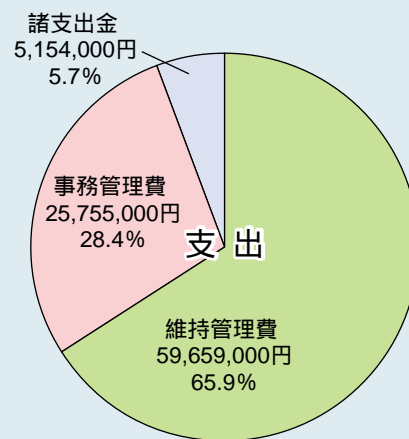
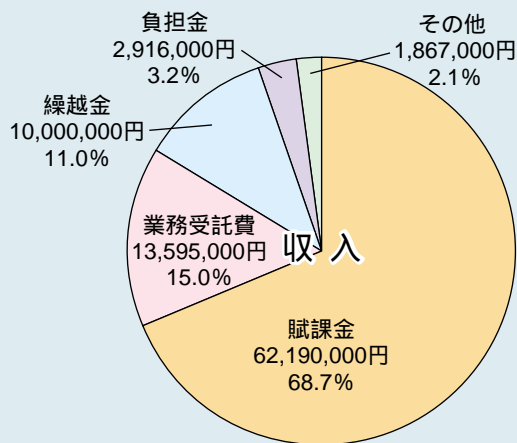
その他の特別会計予算状況

(単位：円)

会 計 名	予 算 額	会 計 名	予 算 額
担い手育成支援事業特別会計	56,842,000	土地改良事業積立金特別会計	150,949,000
役員退任慰労金特別会計	2,874,000	顕彰金特別会計	3,983,000
水源涵養林特別会計	22,197,000	自動車償却及び購入基金積立金特別会計	4,619,000
事務所等維持管理特別会計	1,401,000	職員退職給与金特別会計	43,397,000
決済金特別会計	94,628,000	合 計	380,890,000

最上川下流右岸土地改良区連合 平成16年度予算

一般会計 総額 90,568,000円



平成16年度最上川下流右岸土地改良区連合予算総括表

単位(円)

会 計 名	予 算 額	会 計 名	予 算 額
一 般 会 計	90,568,000	褒賞金特別会計	941,000
自動車償却及び購入基金特別会計	1,568,000	事務所整備資金特別会計	271,000
職員退職給与金特別会計	23,607,000	財政調整資金特別会計	72,813,000
役員退任慰労金特別会計	2,145,000	計	191,913,000

平成16年度

賦課金のお知らせ

一般会計賦課金

・賦課期日及び徴収期限

区 分	賦 課 金	1 期	2 期
		納入期限 平成16年4月26日	納入期限 平成16年11月1日
経 常 賦 課 金	円 5,280	円 3,170	円 2,110
最上川連合賦課金	1,130	700	430
計	6,410	3,870	2,540

償還金賦課金

・賦課金徴収期限
・賦課金地区別の内訳

平成16年11月1日(月)

区別	地 区 名	面 積	金 額	徴収率
団 体 営	寺田第二地区	13.4 ha	585円	100%
	南田沢第二地区	18.5 ha	540円	100%
	相沢川地区	16.4 ha	10,000円	100%
	上郷溝地区	135.6 ha	13,470円	99%
	石名坂地区	36.0 ha	13,845円	99%
	山寺地区	71.4 ha	15,040円	99%
	飛鳥地区	48.0 ha	10,675円	99%
県 営	排特飛鳥地区	48.0 ha	2,075円	99%
	内郷地区	372.7 ha	12,310円	98%
	山元地区	229.7 ha	14,510円	98%
	中平田東地区	298.5 ha	14,595円	99%
	南平田地区	225.8 ha	12,305円	96%
	西平田地区	389.2 ha	13,270円	99%
	西平田地区(畑)	4.1 ha	7,960円	99%
	中平田南地区	159.4 ha	12,505円	99%
	中平田南地区(畑)	2.4 ha	7,500円	99%
	大正溝地区	124.2 ha	15,425円	99%
	砂越地区	166.6 ha	12,690円	99%
	砂越地区(畑)	2.3 ha	7,610円	99%
	中平田西地区	113.4 ha	10,295円	97%
	飛鳥砂越地区	42.2 ha	7,345円	99%

平成16年度の賦課金通知書は、既に皆さんのお手元に届いていることと思えますが、一般会計及び各地区特別会計の今年度の10 a 賦課金単価と納入期限については、次の表に記載したとおりとなっており、平成16年3月17日開催の通常総代会で決議されたものです。

一般会計は、茶色の通知書で4月26日と11月1日の二回の引き落としとなっており、1回目は既に引き落

とし済みとなっております。特別会計は、緑色の通知書で、11月1日の一回の引き落としとなります。

平成11年度から賦課金単価の算出根拠の一部として前年度の納入期限での実績に基づき徴収率を適用することとなりました。

これは、毎年12月15日の定時償還日までに償還額を確保するためにやむをえず実施しているもので、未納を容認するものではありません。

期限日以降に納入となったものについては、翌年度の賦課金に反映になることにはなりますが、他の組合員にも迷惑がかかりますので、賦課金の趣旨と重要性をご理解のうえ必ず納入期限日までに納入するようお願いいたします。

現在、土地改良区としては、未納対策委員会を設置し、個々に未納解消に向け対処しております。今後、どうしても未納が解消されない場合、差し押え実施後、公売等の手続きを取り、換価(土地を売却し、お金に換える)させていただくこととなります。未納については、全組合員に迷惑がかかることですので賦課金の趣旨をご理解のうえご協力お願いします。



平成16年3月31日現在
地区面積及び組合員数
(維持管理区域)

地区面積	29,528,041㎡
組合員数	1,754名

“こんな時は届け出を” お願いします。

☆組合員の資格得喪通知書の場合

※以下の農地移動があった場合は、組合員自身の届出による手続きが必要となります。

資格得喪通知書の提出をお願いします。(農業委員会長の確認印が下記必要書類の添付をお願いします。)

所有権移転		使用収益権移転	資格得喪 (解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲 (使用貸借) 農業経営者変更 貸貸借	
<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・土地登記簿謄本 (法務局より) ・土地権利書 (所有者より) ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より) 上記いずれかの書類の写し添付	・土地登記簿謄本 (法務局より) ・土地権利書 (所有者より) 上記いずれかの書類の写し添付 現資格者の印は不要又、 <u>死亡年月日を明記</u>	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より) いずれかの書類の写し添付	<u>農業委員会長の確認印</u> もしくは ・農地法第20条の確認通知 (合意解約) (農業委員会より) の写し添付
その他 ・住所が変更となった場合は住所変更届の提出が必要です。 ・賦課金引落とし口座の変更の場合は賦課金引落とし口座番号変更届の提出が必要です。			

☆農地転用等の通知書の場合

※農地の転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外の手続きが必要です。

※この手続きは、農業委員会に転用の手続きをおこなう前に土地改良区でおこないます。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条 転用 (自所を地目変更)	農地法第5条 転用 (所有権移転の伴う地目変更)	公共事業 買収に伴う転用
受付時の 通知書への 記載事項確認	転用組合員名 地区総代の署名捺印	転用組合員名 転用関係者名 地区総代の署名捺印	転用組合員よりの申し出
位置図	○	○	○
計画図	○	○	○
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
	↓		
	決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。		決済金を納入後、地区除外となる。
	↓		
	意見書を農業委員会に提出		

※農地を分筆・合筆した場合も 大町溝土地改良区財務係 へお知らせ下さい。

平成15年度研修風景等

小学校や地域の公民館が総合学習等で、土地改良区の施設を見学
に訪れてくれた児童たちの研修風景並びに、小牧川の浄化に伴う生
物調査の状況を紹介します。

土地改良区では、地域単位や学校単位での現地研修について随時
お受けしますので、興味のある方はご連絡ください。

TEL0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 総務課 能登山



平田町立田沢小学校
4年生 8名
先生 2名
H15.10.22
榑橋幹線・資料館を見学
平田町内を流れる農業用水
の多面的な役割と歴史的経緯
を勉強しました。



平田町立田沢小学校
3年生 7名
先生 1名
H15.7.8
国営導水幹線のサイフォン
出口(最上川連合施設)・茨野
排水機場を見学
平田町内の農業用排水路を
勉強しました。



平田町立田沢小学校
5・6年生 23名
先生 2名
H15.6.20
H15.7.14
6/20 金谷溜池・泉谷地溜
池・国営導水幹線サイフォン
出入口(最上川連合施設)・資
料館を見学
平田町内の用排水路や溜池
などの土地改良施設と土地改
良区の歴史を勉強しました。
7/14 草薙頭首工(最上川
連合施設)・さみだれ大堰(国
土交通省施設)を見学
平田町内を流れる農業用水
の取水方法と施設、土地改良
施設の多面的な役割を勉強し
ました。



平田町郡鏡公民館
解放事業「水の旅」

53名

H15.7.30

草薙頭首工を対岸から（最上川連合施設）・さみだれ大堰（国土交通省施設）・国営導水幹線サイフォン入口（最上川連合施設）・茨野排水機場を見学

公民館管内の小中学生と地区住民を対象とした公民館開放事業の一環として実施し、平田町内を流れる農業用排水の取水及び排出方法とその施設、土地改良施設の多面的な役割を勉強しました。

当日は、雨天で施設見学は大変でしたが、雨により排水量が多かったため排水機の運転も間近に見学することができました。



酒田市立松原小学校4年生児童が参加した小牧川の浄化に伴う生物調査

32名

H15.10.7

小牧川水環境改善連絡協議会が主催で農業用排水路利用による小牧排水路・小牧川浄化に伴う生物調査がおこなわれました。

調査には、酒田市立松原小学校藤原校長先生を先頭に4年生児童を含め総勢32名が参加し、たくさんの生物を確認することができました。



各地区の償還金の状況についてお知らせ

次の事項にご注意の上、
ご覧下さい。

◎共通事項

☆地区面積は、平成16年4月1日現在のものです。平成16年度以降、転用(田から他の地目に転用)が発生した場合は、償還金に変更が生じません。

☆平準化資金は、平成15年度変更計画書の数値を使っています。平成15年度の転用による変更は反映されていません。

◎担い手育成支援事業対象

山寺・飛鳥・内郷・西平田・中平田南の各地区がこの事業の対象となっています。記載した数値は平成15年度のものを使用しています。

◎大正溝地区

この地区は平成17年度より平準化事業に取り組む予定になります。21世紀事業協力費は加算されておりま

◎相沢川地区

この地区の償還金は、毎年、地元の積立金から繰り入れを行い実質単価を引き上げていますので、実際の償還金とは異なります。

せん。

☆記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

上郷溝地区 135.6ha
(単位：円/10a)

年度	従来の償還金	平準化資金	総計
平成17	14,451	-1,195	13,256
18	12,568	678	13,246
19	0	10,782	10,782
20	0	9,867	9,867
21	0	9,004	9,004
22	0	8,068	8,068
23	0	7,043	7,043
24	0	5,922	5,922
25	0	4,727	4,727
26	0	3,466	3,466
27	0	2,146	2,146
28	0	996	996
計	27,019	61,504	88,523

相沢川地区 16.4ha
(単位：円/10a)

年度	従来の償還金	平準化資金	総計
平成17	0	9,390	9,390
18	0	8,171	8,171
19	0	6,951	6,951
20	0	5,549	5,549
21	0	4,207	4,207
22	0	2,683	2,683
23	0	976	976
計	0	37,927	37,927

山元地区 229.7ha
(単位：円/10a)

年度	従来の償還金	平準化資金	総計
平成17	17,685	-3,583	14,102
18	16,873	-2,773	14,100
19	16,428	-2,325	14,103
20	8,599	5,503	14,102
21	0	9,399	9,399
22	0	8,659	8,659
23	0	7,849	7,849
24	0	6,979	6,979
25	0	6,017	6,017
26	0	4,959	4,959
27	0	3,792	3,792
28	0	2,660	2,660
29	0	1,541	1,541
30	0	409	409
計	59,585	49,086	108,671

石名坂地区 36.0ha
(単位：円/10a)

年度	従来の償還金	平準化資金	総計
平成17	14,986	-1,472	13,514
18	14,178	-667	13,511
19	0	10,889	10,889
20	0	10,000	10,000
21	0	9,139	9,139
22	0	8,194	8,194
23	0	7,167	7,167
24	0	6,056	6,056
25	0	4,861	4,861
26	0	3,611	3,611
27	0	2,306	2,306
28	0	1,139	1,139
計	29,164	61,223	90,387

飛鳥砂越地区 42.2ha
(単位：円/10a)

年度	償 還 金
平成17	7,274
18	7,274
19	7,274
20	7,274
21	7,274
22	7,274
23	6,456
24	6,456
25	6,456
計	63,012

中平田東地区 298.5ha
(単位：円/10a)

年度	従来の償還金	平準化資金	総計
平成17	20,681	-6,186	14,495
18	20,681	-6,186	14,495
19	0	8,423	8,423
20	0	8,399	8,399
21	0	7,783	7,783
22	0	7,103	7,103
23	0	6,353	6,353
24	0	5,529	5,529
25	0	4,625	4,625
26	0	3,627	3,627
27	0	2,532	2,532
28	0	1,326	1,326
計	41,362	43,328	84,690

南平田地区 225.8ha (単位：円/10a)				内郷地区 372.7ha (単位：円/10a)					山寺地区 71.4ha (単位：円/10a)					飛鳥地区 48.0ha (単位：円/10a)				
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計	年度	従来 の償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計	年度	従来 の償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計
平成17	14,819	-2,678	12,141	平成17	20,316	-4,502	-3,750	12,064	平成17	22,772	-2,647	-5,584	14,541	平成17	19,761	-2,750	-4,518	12,493
18	10,078	2,063	12,141	18	19,805	-3,821	-3,102	12,882	18	22,772	-3,179	-5,050	14,543	18	19,761	-3,354	-3,920	12,487
19	8,044	4,095	12,139	19	15,866	-1,916	-1,068	12,882	19	22,772	-3,739	-4,493	14,540	19	19,761	-3,979	-3,293	12,489
20	7,284	4,856	12,140	20	13,535	-655	0	12,880	20	22,772	-4,314	-3,913	14,545	20	19,761	-4,646	-2,628	12,487
21	6,561	5,578	12,139	21	13,240	-360	0	12,880	21	22,772	-4,930	-3,305	14,537	21	19,761	-5,333	-1,932	12,496
22	6,407	5,733	12,140	22	10,049	2,831	0	12,880	22	22,772	-5,560	-2,670	14,542	22	17,364	-3,667	-1,199	12,498
23	6,407	5,733	12,140	23	6,692	6,187	0	12,879	23	22,772	-6,232	-2,006	14,534	23	10,851	1,625	0	12,476
24	5,477	5,812	11,289	24	3,356	8,175	0	11,531	24	19,934	-4,076	-1,313	14,545	24	3,475	9,000	0	12,475
25	3,089	4,869	7,958	25	0	7,470	0	7,470	25	11,179	3,361	0	14,540	25	585	11,896	0	12,481
26	0	3,820	3,820	26	0	6,657	0	6,657	26	6,812	7,717	0	14,529	26	0	12,771	0	12,771
27	0	2,647	2,647	27	0	5,710	0	5,710	27	2,234	12,297	0	14,531	27	0	11,375	0	11,375
28	0	1,647	1,647	28	0	4,623	0	4,623	28	594	12,325	0	12,919	28	0	10,424	0	10,424
29	0	1,076	1,076	29	0	3,526	0	3,526	29	0	11,092	0	11,092	29	0	8,604	0	8,604
30	0	699	699	30	0	2,554	0	2,554	30	0	9,776	0	9,776	30	0	7,063	0	7,063
31	0	412	412	31	0	1,669	0	1,669	31	0	8,375	0	8,375	31	0	5,396	0	5,396
32	0	217	217	32	0	797	0	797	32	0	6,863	0	6,863	32	0	3,583	0	3,583
33	0	80	80	33	0	231	0	231	33	0	5,224	0	5,224	33	0	1,896	0	1,896
計	68,166	46,659	114,825	計	102,859	39,176	-7,920	134,115	計	200,157	48,333	-28,334	220,156	計	131,080	60,356	-17,490	173,946

砂越地区 168.0ha (単位：円/10a)		中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)		大正溝地区 124.2ha (単位：円/10a)				中平田南地区 160.9ha (単位：円/10a)				西平田地区 391.7ha (単位：円/10a)					
年度	償還金	年度	償還金	年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計	年度	従来 の償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計
平成17	12,561	平成17	9,945	平成17	15,052	-950	14,102	平成17	17,859	-330	-5,360	12,169	平成17	20,361	-3,201	-4,099	13,061
18	12,561	18	9,945	18	15,052	-950	14,102	18	17,859	-330	-5,360	12,169	18	20,361	-3,609	-3,691	13,061
19	12,561	19	9,945	19	15,052	-950	14,102	19	17,859	-354	-5,335	12,170	19	20,361	-4,032	-3,267	13,062
20	12,561	20	9,945	20	15,052	-950	14,102	20	17,859	-653	-5,038	12,168	20	19,164	-3,277	-2,828	13,059
21	12,561	21	9,945	21	15,052	-950	14,102	21	17,859	-958	-4,731	12,170	21	19,164	-3,706	-2,399	13,059
22	12,561	22	9,945	22	15,052	-950	14,102	22	17,859	-1,275	-4,413	12,171	22	19,164	-4,149	-1,954	13,061
23	12,561	23	9,945	23	15,052	-950	14,102	23	17,859	-1,611	-4,082	12,166	23	19,164	-4,611	-1,492	13,061
24	12,561	24	8,849	24	15,052	-950	14,102	24	17,859	-1,953	-3,739	12,167	24	19,164	-5,091	-1,013	13,060
25	12,561	25	8,849	25	15,052	-950	14,102	25	17,859	-2,307	-3,382	12,170	25	19,164	-5,588	-516	13,060
26	12,561	26	8,849	26	15,052	-950	14,102	26	17,859	-2,680	-3,012	12,167	26	0	9,518	0	9,518
27	12,561	27	8,849	27	15,052	-950	14,102	27	17,859	-3,060	-2,628	12,171	27	0	8,962	0	8,962
28	12,561	28	8,849	28	15,052	-950	14,102	28	17,859	-3,458	-2,229	12,172	28	0	8,317	0	8,317
29	12,561	29	8,849	29	15,052	-950	14,102	29	17,859	-3,874	-1,816	12,169	29	0	7,567	0	7,567
30	12,561	30	8,849	30	15,052	-950	14,102	30	17,859	-4,303	-1,386	12,170	30	0	6,700	0	6,700
31	12,561	31	8,849	31	15,052	-950	14,102	31	17,859	-4,751	-941	12,167	31	0	5,822	0	5,822
32	6,066	32	8,849	32	15,052	-531	14,521	32	17,859	-5,211	-478	12,170	32	0	4,871	0	4,871
33	3,666	33	8,849	33	15,052	-531	14,521	33	0	7,052	0	7,052	33	0	3,838	0	3,838
34	2,263	34	8,849	34	13,624	878	14,502	34	0	6,667	0	6,667	34	0	2,693	0	2,693
35	933	35	8,849	35	0	13,478	13,478	35	0	5,771	0	5,771	35	0	1,415	0	1,415
計	201,343	計	140,407	計	254,456	-6	254,450	計	285,744	8,689	-53,930	240,503	計	176,067	22,439	-21,259	177,247

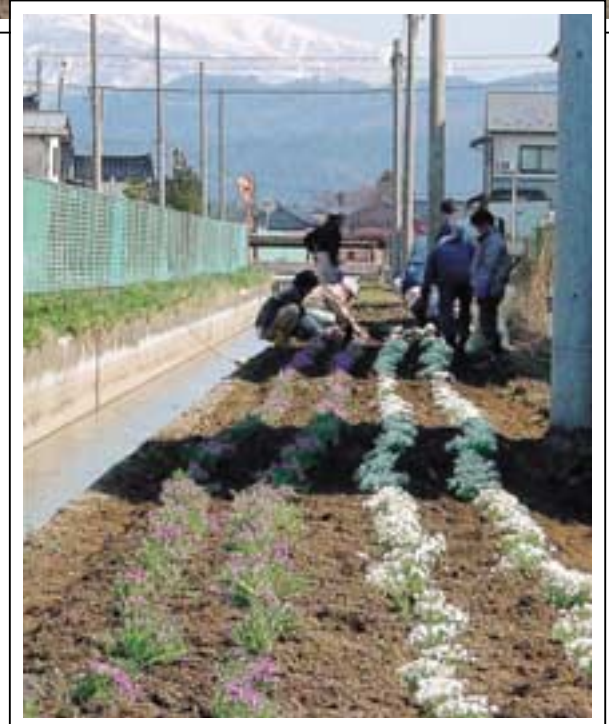
平成15年度期限内完納団体表彰

平成15年度の一般会計賦課金を期限内に納入した70団体に対し、平成16年5月28日に執り行われる大町溝記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。今回表彰される団体は、昨年度より5団体多くなっております。各団体名と褒賞金額は下記のとおりとなっております。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度ですので、今回表彰されなかった団体につきましても各団体内で相談し、期限内完納を積極的に進め受賞するようにしましょう。

集落名	件数	褒賞金	代表者名	集落名	件数	褒賞金	代表者名
松山町管内				砂越5	20	7,000	小林伊佐雄
荒興野	21	9,000	今井 一博	田沢	24	9,000	浅藤 善成
成沢	14	12,000	五十嵐 登	円道	9	2,000	久松利喜郎
上大川渡	17	11,000	志田 勤	23団体	404	256,000	
下大川渡	17	12,000	小巻 繁	東平田支店管内			
地見興屋	12	7,000	斎藤 千春	滝野沢	32	18,000	大井 隆雄
下新田	6	4,000	平向 秀一	十二ノ木	36	25,000	前田 久夫
白ヶ沢	28	15,000	佐藤 篤	金生沢	16	6,000	小田 尚一
大沼新田	11	5,000	門脇 健一	横代	5	1,000	伊藤 善則
山寺中ノ丁	23	8,000	富樫 恒	4団体	89	50,000	
山寺仲町	10	13,000	佐藤 俊弘	中平田支店管内			
山寺上荒町	12	10,000	三浦 平一	大槻新田	2	1,000	斎藤 正記
山寺下荒町	6	2,000	難波 俊一	手蔵田	66	60,000	岩崎 博
上餅山	11	8,000	後藤 茂義				本間 正彦
上北目	9	11,000	後藤 政廣	熊野田	12	4,000	佐藤 孝
中北目	22	16,000	佐藤 正信	荻島	6	1,000	今井 正秋
下餅山	14	13,000	阿部 徳彦	本川	19	14,000	小野寺寿治
上竹田	8	6,000	新館 一也	茨野小牧新田	28	27,000	田宮富士雄
中竹田	14	8,000	新館 幸喜	小牧	43	34,000	斎藤 初雄
中牧田	22	11,000	佐藤 豊和	熊手島	38	42,000	岡田 幸俊
石名坂	18	14,000	佐藤 隆寿	大野新田	22	20,000	佐藤 収治
20団体	295	195,000		勝保関(上)	16	12,000	佐々木常雄
平田町管内				勝保関(下)	27	19,000	後藤鳴之助
山谷	43	15,000	三浦五郎左衛門	中野新田	26	20,000	佐藤 義雄
山谷新田	10	5,000	斎藤 順吉	土崎	21	19,000	田中 栄治
新山	14	8,000	田村 修身	大多新田	18	11,000	岡部 英雄
榑橋	34	27,000	板垣 仁兵	古荒新田	15	11,000	佐々木 護
中野目	14	23,000	石川 傳	15団体	359	295,000	
桜林興野	8	14,000	後藤治三郎	酒田支店管内			
桜林	19	19,000	小松原与八	亀ヶ崎	66	42,000	横山 主悦
石橋	9	10,000	阿部 一男	浜田	8	1,000	小野寺一弥
天神堂	11	7,000	伊藤 忠夫	大町	46	19,000	白畑与喜雄
泉興野	10	6,000	佐藤 勇助	四ツ興野	25	15,000	池田 正昭
堀野内	16	16,000	小松原正義	大宮	78	41,000	藤井 信治
三之宮	5	7,000	池田 正雄	遊摺部	52	54,000	菅井 肇
飛鳥1	26	6,000	佐藤 克巳	6団体	275	172,000	
飛鳥2	24	7,000	石黒 弘	酒田市北部支店管内			
飛鳥3	23	5,000	高橋吉右工門	酒田市北部	24	9,000	生産組合
飛鳥4	18	3,000	長谷部勝善	1団体	24	9,000	
飛鳥5	17	21,000	鈴木 誠	余目町管内			
砂越1	10	12,000	佐藤 力	榎木	9	2,000	渡部 隆
砂越2	14	19,000	水落 豊明	1団体	9	2,000	
砂越4	26	8,000	斎藤 武蔵	70団体	1,455	979,000	

“農作業が始まる前の早春のとある日、大町溝土地改良区管理課職員と、現場の分水門看守人が事務所脇の南幹線と排水路の間にある水路溝畔に花を植える作業を行いました。”



きれいな花壇になりました。
事務所においての際は、ちょっと足を伸ばして
ご覧になってください。

水路にゴミを捨てないでください！

近年、水路へゴミを不法投棄する人が増え大変苦慮しております。また、最近では犬の散歩した時の糞をそのまま水路脇に置いて行ったり、水路に捨てていったりと、犬の飼い主としてのマナーの悪い人を見受けられます。水路にゴミを捨てて目の前から無くなっても、ただ下流に流れ溜まるだけで消えたわけではありません。特に犬の糞等については、環境面からも大変不衛生です。また、水路に捨てられたゴミについても下流に流れ引っかかりたりして水路が溢れたり、排水機に入り故障の原因となり災害等の緊急時に排水に支障が生じることとなりますので、水路には絶対ゴミを捨てないで下さい。

管理課からのお知らせとお願い

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路・農道等）を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。（承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。）

他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料2,000円）

・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単位	年額
電柱（支柱、支線を含む）及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm～100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋梁等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐車場	面積1㎡あたり	2,000円以内

浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料7,000円）

・浄化水及び排水放流使用料

区分	種別	単位	年額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人～100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排水	会社、工場、病院、その他	排出量 1ヶ年 1㎡あたり	2円

問い合わせ先

大町溝土地改良区 TEL 0234 - 52 - 2350

管理課 高橋まで



水難事故防止に

ご協力下さい！

農繁期も本番を迎え、水路にも潤沢に水が流れております。

この時期になると毎年のようにニュース等では、子供の水難事故等の痛ましい報道が聞かれるようになります。

当土地改良区としても水路の安全管理については、関係教育委員会等を通じ、各保育園、幼稚園、小中学校及び公民館等にポスターの配布や文書通達するなどの様々な対策を講じております。特に幼児については、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。これからの時期になりますと、日差しも暖かくなり、外で遊ぶ機会も多くなってきます。この機会に集落全体、また、子供会等の組織を通して、お隣りや近所どおし、家族ぐるみの安全教育を実施していただき、水難事故「0」となるようにご協力をお願いします。



大町溝土地改良区事務所職員機構及び事務分担表

所在地 〒999-6701 山形県飽海郡平田町大字砂越字小形111

TEL0234-52-2350 FAX0234-52-3515 URL <http://o-machikou.info/> H16.4.1現在

総務課	課長	庶務係	係長	主事	主事	事務内容 ・総代会、理事会、監事会、各委員会、その他会議 ・選挙事務・文書の收受、発送、公告 ・文書の編さん、保存 ・予算及び財政一般・職員の服務厚生・広報 ・他の係りに属しないもの	
	朝井 美明		能登山一雄	小松 和子	小野寺 守		
	財務係	係長	従業員	事務内容 ・組合員名簿、土地原簿及び図面・組合費の賦課 ・農地転用に伴う意見書の交付、決済金の徴収 ・財産の取得、管理及び処分 ・農業振興地域整備計画の意見書に関すること ・工事に関する用地の買収及び補償等			
			久松 渉	八重樫ひとみ			
会計課	課長	会計係	係長	主事	事務内容 ・組合費の徴収、督促及び滞納処分 ・土地改良区の経済に属する現金及び物品の収納保管 ・決算の調整、証拠書類の保管 ・預金有価証券の出納保管、管理 ・出納保管に附帯する会計事務		
					水落 忠七	後藤 薫	
管理課	課長	管理係	係長	技師	従業員	従業員	事務内容 ・かんがい排水施設の維持管理 ・かんがい用水の取水、揚排水機の運転 ・用排水の調整・早魃及び冠水等災害対策 ・土地改良財産他目的使用等の承認申請 ・区有林の維持管理
水所々管	南幹線揚	運転助手	運転助手	運転助手	運転助手	運転助手	・南幹線 ・手蔵田 ・下川原 ・中川原 ・茨野排水機 ・砂利柳 ・仁助谷地 ・平田川 ・勝保 ・茨野補助排水機
						阿部 武実 若菜 忠勝 石川 作助 斎藤 清 斎藤 春夫	
水所々管	平田揚	運転手(兼務)	運転助手	運転助手	運転助手	運転助手	・平田揚 ・山谷溝 ・櫛橋 ・上野原 ・沖の堰 ・田沢川 ・横根山 ・相沢川 ・見初沢 ・前畑
						佐藤 吉嗣 三浦 幸雄 荘司 一男 齋藤 健 樋坂 仁 佐藤 均	
分水門看守人	上郷溝・大正溝第2	上堰・下堰	第1・第5	砂利柳・南幹線	大町・南・中・北		
						斎藤 藤雄 斎藤 実 小黒 正雄 高橋 重弘 池田 兵市	
運転委託	手蔵田・平田川	上野原・大正溝第3					
						伊藤 正敏 今田 勲	

休日・夜間かんがい用排水の連絡先
平田揚揚水所々管 TEL 0234-52-3244
南幹線揚水所々管 TEL 0234-52-2023